山梨県代理人弁護士からの「回答書兼通知書」の受領についての弊社見解

本日、2月18日付で、弊社が山梨県(以下「県」)に対して2月5日付で提出した「賃料改定に関するお伺い」に対して、県代理人弁護士足立格氏より「回答書兼通知書」 (以下「本書面」)を受領致しました。

これまで住民訴訟での書面のやり取りや県議会での議論あるいは県知事の記者会見等の中で、弊社として、県の主張を窺い知ることはございましたが、今回、初めて県側の主張を直接受領致しました。

適正な手続きに則って締結されている弊社と県の賃貸借契約を一方的に違法無効と 主張していることや住民訴訟内や山梨県議会でも未だ適正賃料の議論がなされている 中、不動産鑑定基準に則っていない根拠のない不動産鑑定書に基づく不当に高額な賃料 を適正賃料と主張していること等、受領した本書面の内容について弊社は到底受け入れ られるものではありません。

また県側の主張は、別荘地を転借し、利用しておられる転借人の方や、県から借地している他の賃借人、さらには県全体の経済に与える影響も計り知れません。

本書面を以て、弊社と県との主張の違いは明白になったものと考えられることから、今後、弊社としては、県に対して法的手続きを進める所存です。

以 上

報道関係の皆様からのお問い合わせは

富士急行株式会社 総務部 0555-22-7113 までお願いいたします。